

神戸市一時保護所 第三者評価結果報告

① 第三者評価機関名		特定非営利活動法人 ふくてつく
認証番号	全社協	社会的養護関係施設評価機関 2901-001-02
	大阪府	大阪府福祉サービス第三者評価機関 270003
	奈良県	奈良県福祉サービス第三者評価機関 NRHK2802
② 評価調査者研修修了番号		
	全社協	SK2021201
	全社協	SK18232
	全社協	S2023049
	大阪府	0501B093
	大阪府	2101C017
③ 一時保護所の概要		
名 称		神戸市こども家庭センター一時保護所
定 員	50名	
所在地	652-0862	神戸市兵庫区上庄通1丁目1-27
TEL		078-599-7300
施設の概要	開設年月日	昭和33年2月 神戸市生野区橘通1丁目1
	設置主体	神戸市児童相談所内に開設
		神戸市
一時保護係職員数（令和6年5月1日現在）		
	常勤職員	32名
	非常勤職員	15名
④ 理念・基本方針		
		一時保護所の支援の基本理念：笑顔を求めて
⑤ 第三者評価の受審状況		
評価実施期間	契約日（開始日）	2024年6月1日
	評価確定日	2025年2月15日
前回の受審時期（評価確定年度）		2021年度（令和3年度）

⑥ 総 評

【特に優れた点】

関係項目	タイトル	内容
No.3、4、5	■子どもへの説明と同意	一時保護の開始・継続・解除にかかる説明と合意については、これを主導するCW(ケースワーカー)と連携して、子どもの心の動きを踏まえて適切な補足説明や心のケアに努めています。
No.11、15、16、17	■適切な施設環境整備と性的なアイデンティティへの配慮	施設は計画時の設置運営基準を満たして新築移転され、子どもの生活環境が各段に向上しています。居住環境の完全個室化を整えるとともに、少人数のユニットとし、浴室やトイレも個別使用としています。LGBTの様々なケースへの対応にはまだまだ課題がありますが、他の事業所が目標とする環境として評価できます。
No.12、13、14	■養育支援の基本	一時保護所では日課に沿ってルールを守る集団生活であり、一人ひとりの子どもが主体的に活動できる場面設定には限界がありますが、職員は養育支援の基本として、子どもを「受容」、「褒める・叱る・教える」の意味をよく理解して、子どもに自信と勇気を与えて意欲を引き出すように心がけています。
No.33～38	■一時保護所における保護の内容	施設環境の刷新とともに、レクリエーション、適切な衣服の提供、睡眠の質、健康管理など生活面のケアの全般が改善されています。
No.44、50	■無断外出への対応	建物の構造やセキュリティの向上により、無断外出の防止に取り組んでいます。また、万一無断外出が発生した場合の対応や無断外出を行おうとする子どもへの対応については関係機関との連携を含めて体制を整えています。
No.45～47	■特殊なケアの実施	一時保護所では重大事件に係る触法少年や身近な親族等を失った子ども、その他の配慮が必要な子どもなど、特殊なケアを必要とするケースが多発しています。そうした個々の事案について、センターのCWや児童福祉司、児童心理司のほか医師、弁護士、警察関係者と協同体制を整えて対応しています。
No.55、56 57～60	■こどもへのアセスメントの実施と個別援助	保護開始時において、子ども一人ひとりの特性や家庭に関する情報を適切に把握し、また保護期間中の行動観察と観察会議を適切に行うことによって正確なアセスメントの実施に努めています。アセスメントを踏まえて、センターとも協同しつつ課題を抽出してその改善や克服に向けて、個別援助指針を策定・見直しています。
No.61～64	■一時保護の開始及び解除手続き	一時保護の開始および解除にあたって、必要な支援を適切に行うとともに、関係機関と情報を共有しています。子どもの所持物については保護期間中の預かりや解除時の返却について手順と判断規程を設けて適切に対応しています。

【改善を求める点】

関係項目	タイトル	内容
No.2	■子どもの意思表明権の尊重	子どもの意思表明支援の取組は前回の第三者評価時点に比して遜色ありません。ただ、児童福祉の基本として意思表明権の尊重が重要視されています。一方で、一時保護される子どもたちは様々な厳しい生活歴があつて、自己肯定感や主体性が脆弱であり、子どもが自らの生き方を考え行動できるよう、主体的に意思表明する力が不十分な子どもの意思を汲み取ることができるような取り組みが求められます。
No.20, 21 22	■専門職の適正配置と職員研修の充実	看護師などの専門職も支援のシフトに組み込まれており、その専門性を発揮するための職務分掌が明確ではありません。職員一人ひとりが管理者との面談を通じて明確な目標管理を行い、それぞれの資質を向上するとともに、共通意識をもって協同する仕組みを構築することを期待します。
No.31	■組織と運営の計画的な展開	子どもの生活環境や支援体制の充実はもちろん、人材の確保・育成や職場環境の改善、業務の合理化等々は計画性をもって取り組むことが大切です。一時保護所が目指す将来ビジョンの具現に向けて、3～5年を見通した中・長期計画とそれに基づいた単年度事業計画の策定が求められます。

I 子ども本位の養育・支援

1 子どもの権利保障 (1) 権利保障

① 子どもの権利に関する説明

【No.1】子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか

a

「一時保護所のしおり」（以下「しおり」）を作成・活用して子どもの権利を説明しています。「しおり」は各ユニット全居室に備えており、またタブレットでも閲覧することができます。「しおり」には権利の意味や自他の権利が守られることが書かれています。兵庫県弁護士会に委託している意思表明制度の説明をリビング等、子どもの目に触れやすいところに掲示し、実践しています。入所が一時に集中する場合に説明する時間が十分に取れないことや、入所時の子どもの精神状態、理解力に応じた十分な説明ができないこともあります。複数の職員で子どもの様子を観察し、情報を共有しながら必要な声掛けをしています。

② 子どもの意見等が尊重される仕組みの構築

【No.2】子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか

b

「しおり」にはいつでも職員に相談してよいことを記し、毎月第一日曜日にアンケートを取るとともに、中・高生は職員との間で日記を交わしています。生活フロアに3か所の面接室があり、個別に話を聴き取るスペースを用意しています。兵庫県弁護士会に委託して意思表明支援制度を実施し、意思表明支援員が子どもにとって言いにくいことにも傾聴して子どもの苦情解決の体制を整えています。職員は子どもの意見等や社会通念の変化等を勘案して、一時保護所（以下、保護所）での生活ルールの一部緩和を実施しています。ただ、一時保護される子どもの特性や背景は様々で、子ども自らが保護所での生活について自主的・主体的に提案する行動は少ないです。今後は子どもの「参加する権利」を保障し、子ども自らが生き方を考え、行動できるよう支援することを期待します。

(2) 子どもに対する説明・合意

① 保護開始に関わる説明・合意

【No.3】保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか

a

一時保護の開始にあたって、一時保護の理由や目的などの説明はまずケースワーカー（以下「CW」）が行い、保護所では「しおり」等を通じて入所中の生活日課や約束事を説明するとともに、安心・安全な生活リズムを取り戻すことや自身を振り返る一時保護の目的に向かう動機付けを行っています。一時保護期間の見通しを伝えることについては、CWが担っていますが、保護所においてはCWからの依頼を受けて子どもの心の動揺に丁寧に対応しています。一時保護についての不服申し立て等、保護者対応は専らCWが担っています。

② 保護期間中の説明・合意

【No.4】保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか

a

一時保護期間中における家族との調整は専らCWの役割であり、その状況や見通しの説明もCWが担っています。保護所の役割は、様々な理由で保護される子どもの安心・安全な生活を確保し、子どもの心身の状況、置かれている環境等の状況を把握することであり、常にCWと連携して子どもとCWの面接の状況（子どもの心の動き）を踏まえて適切な補足説明や心のケアをするなど、サポートに努めています。

③ 保護解除に関わる説明・合意

【No.5】保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか

a

一時保護の解除について、子どもや保護者等の意見を踏まえてその時期や解除後の生活等を検討すること、および里親委託や施設入所になるケースにおいては新たな養育場所に関する情報提供や心のケアなど、一連の取組はこども家庭センター（以下「センター」）として対応しています。保護所としては、所内での子どもの様子や意見をセンターに伝えるとともに、子どもの状態を常に観察しながら、保護所としてできる心のケアに努めています。

【No.6】保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか

—

本評価項目についても、基本的にはセンターの業務であり、具体的にはCWが担っています。保護所としては子どもの心配や不安を取り除くような心のケアを実施しています。特に施設入所になるケースについては、保護解除の数日前から丁寧な対応に努めています。他児への影響にも配慮して伝えるタイミングが直前になることもあります。

(3) 外出、通信、面会、行動等に関する制限

【No.7】外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか

b

保護所では集団生活の中で子どもの安全確保と行動制限の実施が、常に子どもの最善の利益に配慮して、権利擁護とのバランスを図って行われる必要があります。子どもの行動制限については、センターのCW、CP（児童心理司）に保護所職員も加わって十分に検討しています。保護所の規模や地域性に照らして、通学は自由ではありませんが、修学旅行などの行事へは参加できるようCWが個別に配慮しています。保護所としては、全ての子どもを集団で支援することが基本ですが、保護所内の個別事案についてはCWとも連携して、一時保護の目的（集団生活の中での支援と行動観察）が達成できる範囲で可能な配慮に努めています。ただ、行動制限を行う理由や経過等に関する記録は十分ではありません。全国の保護所では様々な工夫も見られ、職員は、他の保護所の取組と比して、子ども一人ひとりの行動制限の必要性に配慮した改善の余地があるのではないかと、問題意識を持っています。

(4) 被措置児童等虐待防止

【No.8】被措置児童の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	b
「しおり」には、子どもの権利が守られることが記されていますが、権利が侵害されたときの相談方法が明確ではありません。職員は行動規範として、子どもを虐待することはもちろん、広義の権利侵害を行わないことを心がけていますが、子どもの呼称や子どもへの言動に不適切な事案が根絶されてはいません。令和6年10月以降、係長が養育・支援の現場近くに席を移し、職員からの相談対応やスーパーバイス（以降「SV」）の体制を整えています。また、神戸市立児童自立支援施設での人権研修に職員を派遣するほか、令和6年度には所内でも外部講師を招いて人権研修を予定しています。	

(5) 子ども同士の暴力等の防止

【No.9】子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	b
保護所が子どもにとって安心・安全な生活の場となるよう、センターとして組織的な対応を整え、職員は意識して子どもの行動に目を配っています。子どもから定期的にアンケートを取るほか、中高生の書く日記から子ども間の権利侵害の発生にも常に注意しています。「しおり」には、権利とは何か、保護所ではどのように権利が守られるかは記載されていますが、子ども同士で権利侵害があった場合に、どうすればよいかが具体的に示されていません。近年、子ども同士の大きなトラブルは少なくなっていますが、特定の子どもの複数の子どもが虐めるといったケースでは、子どもを特定するのではなく全員を集めて共に考える機会を設けています。権利擁護についての職員研修を所内で実施することはこれまでで十分ではなかったことに鑑み、令和6年度に実施を予定しています。	

(6) 子どもの権利等に関する特別な配慮

① 思想や信教の自由の保障

【No.10】思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	a
ハラル食への対応は可能な限り実施していますが、調理業務を専門業者に委託しており除去食が二種しか用意できていないため、アレルギー食も含めてより多様な個別化の徹底は困難となっています。個別の宗教活動や生活習慣も可能な限り尊重していますが、他児の生活への影響や、そもそもの日課への順応の必要性もあり、きめ細かな対応には限界があります。課題は皆無ではありませんが、一時保護の目的や時限性に照らして、適切に取り組まれているものと評価できます。	

② 性的なアイデンティティへの配慮

【No.11】性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	a
施設を建て替えて、居住環境の完全個室化を実現しています。男女の居住空間を分けて少人数のユニットとし、各ユニットの浴室・トイレは個別使用となっています。それでも、少数ユニットとはいえ、性自認にあわない集団生活を強いられることに変わりはありません。どうしても我慢ができない子どもには静養室を使用したり、学習室でも場を区画するなど保護所としての取組は一定評価に値します。また、LGBTの様々なケースに対応する完璧な個別化は職員配置上の限界もあり、また性自認の状況も男女の違いや子どもの成長に応じて変化することがあります。とはいえ、食堂やフリーールームで男女が一緒に過ごす状況があるなど、職員の想いとしてはまだまだ完璧ではないと考えて改善を検討しています。	

2 養育支援の基本 (1) 子どもとの関わり

① 安全感・安心感を与えるケア

【No.12】子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	b
一時保護の可否判断はセンターが担っており、保護所では子ども並びに他児への対応に留意して子どもの安全を確保しています。特に、様々な生活履歴がある子どもの不安や悲しみ、怒りを受け止めて、子どもが初めて安心できる大人との出会いを意識できるように努めています。職員は子どもとの適切な距離を保って、子どもの立場に立った援助に努めています。子どもの呼称に敬称をつけることが徹底していません。施設が建て替えられ、子どものプライバシー保護はハード面において格段に向上していますが、ソフト面でもより向上するよう、子どものプライバシー配慮や権利擁護に関する職員研修の実施を期待します。	

② エンパワメントにつながるケア

【No.13】子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	a
月1回のアンケートや中高生には日記を書く取組を実施して子どもに自らの意見や要望を伝える機会を設けています。職員は子どもの「参加する権利」「意見を表明する権利」を保障し、子ども自らが選択、決定した意見を尊重し、子どもがこれからの生き方を考え、行動できるよう誠実に対応しています。しかしながら、保護所では、日課に沿ってルールを守る集団生活を送る中で、職員は子どもが主体的に活動できる場面を創ることにまだまだ十分ではないという想いがあります。その中でも、日課の中で成功体験が積めるような支援を心がけています。子どもへの援助・指導においては「受容する」「褒める」「叱る」「教える」の意味を職員はよく理解し、特に「褒めて」子どもに自信と勇気を与えて意欲を引き出すよう、心がけています。学習支援においては、学力の向上を支援するよりも、できていることをポジティブに評価し、子どもが他者から認められていることが感じられるようにしています。	

(2) 子どもからの聞き取り等に関する配慮

【No.14】子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	a
子どもからの聞き取りにあたっては、主にCWが行っていますが、保護所の職員が改めて聞き取りを行う場合は、内容等が重複しないように、相談部門と情報を共有して行っています。聞き取った内容は、センターの職員間で共有することを子ども達に伝えていきます。警察への対応はCWが行っていて、保護所の職員が対応することはありません。聞き取りの技法に関しては、特にRIFCR(性的虐待を受けたと思われる児童から、必要な情報を得る面接技法)を意識して、職員会議やOJTに依って取得するようにしていますが、研修等は特に行っていません。今後は、聞き取りに関する研修等を組織内で行うことを期待します。	

Ⅱ 一時保護の環境及び体制整備

1 適切な施設・環境整備 (1) 設置運営基準の遵守

【No.15】一時保護所としての設置運営基準は遵守されているか

a

センターは基本的には保護所の定員を超えないように配慮していますが、定員を超える場合でも、夜間用居室や静養室で対応しています。子ども達が一堂に集まれるホールは天井が高く、体育館や所庭も広く取られており、開放的な環境です。子どもの状況によっては、一時保護委託も行っています。保護所内は男女でユニット分けされています。一人あたりの居室面積は、基準面積が確保されていましたが、建て替え後に施設基準が改訂され、一部の居室は基準面積に満たなくなっていました。居室は子ども一人ひとりに用意され、プライバシーは保てています。また、緊急時や見回りの際には解錠することを子ども達に説明した上で、施錠することも認めています。

(2) 個別性の尊重

【No.16】一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか

a

学習や食事、運動の時間以外は、自由に過ごすことが出来ています。集団生活の場であるので、生活ルールは、どうしても低年齢児に合わせたものとなっていますが、出来るだけ子どもの個性が尊重されるように決められています。ただ、職員は被虐待の子どもには、もっとのびのびとした生活が出来るようにしたいと思っています。インテーク時に「しおり」を使い、子ども達が納得するように丁寧に保護所のルールを説明しています。髪の色を変えてもらうときは、理由を丁寧に説明して、子ども達が納得してもらうようにしています。ただ、今後は時代背景などを考え、ルールの変更を検討しています。子どもの居室は個室で、自由時間はリビングで他児と過ごすか、個室で一人で過ごすかを自由に選べるようにもしています。

(3) 生活環境の整備

【No.17】一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか

a

保護所の窓は、外部からの視線を考慮して、すりガラスで、面格子も付いています。居室の掃除は、基本的に子ども達が行う様にしています。子ども達の居室は個室で、みんなが集まれるリビングもあり、自由時間は子ども達がどこで過ごすかを選べるようにしています。害虫駆除を定期的に業者に依頼していますが、音、気温、湿度、におい等の環境面は、子ども達や職員が気になった時は、その都度対応するようにしています。生活環境として必要な設備や什器備品等は整備されています。子ども達が壁等を破損した場合は、速やかに修繕するようにもしています。居室によっては、窓の外が施設の外壁であったり、施設の性質上、外出が自由に出来ないと言った閉塞感がありますが、施設全体が明るく、時々職員が近隣への外出に連れ出したりなどの対応を行っています。

2 管理者の責務

【No.18】管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか

b

職員間では、課長は統括、係長は総括という役割は認識していますが、管理者の具体的な役割と責任が周知されていません。職員のヒアリングでは、管理者の役割の境界が曖昧だと言う意見もありました。一時保護の受入可否判断や、リスクマネジメントの取り組みに於いては、管理者はその役割を実行出来ています。係長はデスクが保護所の事務室へ移動したことにより、現場へ赴くことが出来やすくなっています。また、係長は以前センターのCWの経験があるため、保護所と相談部門双方の視点でSVを行うことが出来ています。今後は、管理者の具体的な役割と責任を明示して、職員に周知する事が望まれます。

3 適切な職員体制 (1) 設置運営基準の遵守

【No.19】一時保護所として、必要な職員体制が適切に確保されてるか

b

職員配置基準は満たされていますが、現場職員は、施設がユニット化されたことにより、職員が分散されてしまい、人手不足を感じているようです。職員配置基準は平時をイメージして設定されていますので、緊急受理会議が毎日のようにある現状や、緊急事態発生時には現場職員の手が足りなくなっています。また保育士、看護師、心理療法担当職員などは配置されていますが、支援のシフトに組み込まれているので、専門性のある業務を行うと、現場の人手が足りなくなっています。数年前までは、一人夜勤も常態化していたようですが、現在は夜勤のアルバイトを導入するなど、改善が図られています。しかしながら、夜勤のアルバイトでは、業務内容に制約があり、緊急保護などの緊急事態になると、正規職員が対応し、子どもの見守りという点では改善出来たとは言えません。職員シフトは、職員の休暇願等を聞き、係長が作成していると覗きました。今後は現場職員の意見を聞き、現場の状況を鑑みた上で、更なる増員やシフトの作成を検討することを期待します。

(2) 職員の適正配置

【No.20】各職種の役割や求められる専門性・能力を発揮した人員配置が行われているか

b

保健師、看護師、心理士など専門職は配置されていますが、支援のシフトに組み込まれているので、専門性を発揮出来ている状態とは言えません。通院の付き添いも、看護師が支援のシフトに入っているため、課長や係長が担っています。学習支援は業者委託をしています。委託先の人員不足等で、学習支援員の派遣が計画通りに実行されず、課長が小学生の学習指導にあたっている状態です。子どもから聴取を行う職員は、研修などは受講していませんが、OJTによって技術の取得は出来ています。子ども達の情報は、センター内のグループチャットに保護児童一人ひとりのルームを作成し、各部門担当者が共有できるようにしています。今後は、専門職の役割を明確に、それぞれが専門性を発揮できるよう、シフト作成等を検討することを期待します。

(3) 情報管理

【No.21】 情報管理が適切に行われているか	b
個人情報の取り扱い、神戸市セキュリティポリシーに記載され、神戸市職員は年1回の研修を受けていますが、保護所独自のマニュアルはありません。ただ、保護所としての全体のマニュアルとともに、見直しを行っているところ。個人情報に関する書類は、鍵の掛かるロッカーに保管されています。個人情報に関わる書類を作成中などに、保護所内で緊急事態などが起こったときに、机の上に書類がそのままになっていることがあるとのお話を、職員ヒアリング時に確認しました。事務室内でのことで、子ども達などの目に触れることはないとのことですが、今後は、個人情報の取り扱いに関してはより一層の注意が必要です。また、子ども間のプライバシー問題も多いと聞きました。保護所のルールとして、個人の情報は教え合わないことが子ども達には説明されていますが、子ども達がより一層ルールの理由を理解する取り組みが必要です。保護者等との対応はセンターのCWが行い、保護所の職員が対応することはありません。	

(4) 職員の専門性向上の取組

【No.22】 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	c
ガイドラインの改正などがあった場合は、職員にその内容が回覧されていますが、児童福祉の目的、子どもの権利条約等、ガイドラインの内容に即した研修等は行われていません。外部研修の情報は随時公開し、研修を受けた職員は職員会議等で報告していますが、それも年1回あるかどうかの状況です。研修等で職員が休んだ場合は、シフトの調整を行っています。現場での人手が足りていないと、職員は感じているようです。期首には係長が面談を行い、職員一人ひとりの年間目標を設定され、期中での係長、期末での課長との面談で、目標の達成度を確認しています。新任、転任職員には手引きを作成し、先輩職員がOJTを行っています。なお本評価後、職員会議で研修を実施し、2月に外部講師を招いての研修を実施予定です。また来年度の研修計画は作成する予定です。	

【No.23】 職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	a
職員間での情報共有は、口頭での引き継ぎだけではなく、月1回の観察会議や、センター内のグループチャットや共有文書で確認出来るようにしています。また、日勤のリーダーはPHSを所持していて、支援中でも、子ども達の状況を職員やセンターに伝えることが出来る様にもしています。	

(5) 児童福祉司との連携

【No.24】 児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	a
保護所はセンター付設ですので、相談部門と直接対面での情報共有が可能であり、常に連携しています。シフトの関係で、直接対面出来ない場合でも、センター内で、子ども一人ひとりのチャットルームを作成し、各担当者で情報共有出来る様にもしています。児童福祉司や児童心理司と子どもが面談した後は、一時保護職員にも、面談の様子を伝えるようにして、子どもの情報を共有する様にもしています。	

(6) 職場環境

【No.25】 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	b
出退記録はPCで管理されています。休暇願いは、ほぼ希望通り取れる様にしています。また、残業手当も支給されています。ただ、日勤、夜勤とも配置基準の職員数ですので、緊急事態発生時には、事務業務等が滞り、超過勤務になることが常態化しています。業務改善係が設置され、職員からの提案を受け入れていると職員ヒアリングで確認しました。今後は、職員の意見を聞いた上で、増員やシフトの作成等検討することを望みます。神戸市として、メンタルヘルスやハラスメントの相談窓口は用意されています。また、神戸市としてのハラスメント研修も行っています。	

Ⅱ 一時保護の環境及び体制整備

4 関係機関との連携 (1) 医療機関との連携

【No.26】 医療機関との連携が適切に行われているか	b
看護師を配置し、嘱託医による健康診断も行っています。また、保護所の状況や、子ども達の様子を理解して下さっている、近隣の小児科医とも連携を取っています。医療的なケアが必要な子どもは、基本的に保護所には入所させず、神戸市立児童自立支援施設等に一時保護委託していますので、医療機関が関わるチームケアの体制は構築されていません。ただ、今後、医療的ケアを必要とする子どもが入所する場合も想定して、チームケアの体制を構築する為の組織的な取り組みも必要です。	

(2) 警察署との連携

【No.27】 警察署との連携が適切に行われているか	—
警察署とは無断外出や緊急事態が発生した場合に、適切な協力が得られるよう日頃から連携を図っておく必要があります。その連携に関しては、日頃の調整などについて保護所が直接警察署と関わることはなく、無断外出など連携要請はCWから協力を求めることとなります。子どもと警察との関わりについてもCWが全て対応し調整をしています。よって、保護所としての本項目の評価（連携体制）は対象外とします。	

(3) 施設・里親等との連携

【No.28】施設や里親等との連携が図られているか	a
保護解除に向けて施設や里親に移行される場合に、子どもが安心感を持てるよう受入れ先との交流を深めながら、子どもの受入れ体制を整えることが求められます。受入れ先となる施設や里親との調整など、子どもへの説明についてはCWの役割となります。また、移行後のCWや保護所とのかわりについての説明もCWが行います。保護所としては保護解除後の受入れ先に対する子どもの不安を丁寧に確認したうえで、その内容をCWに伝えています。また子どもが受入れ先への移行を前向きに受け止められるよう声掛けにも努めています。	

(4) その他の機関との連携

【No.29】子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	—
子ども一人ひとりにあったよりよい養育・支援を実施するためには、様々な関係機関との連携が必要になります。対外的な機関との連携や調整についてはCWの役割となり、保護所が直接関わることはありません。よって、保護所としての本項目の評価（連携体制）は対象外とします。	

Ⅲ 一時保護所の運営

1 一時保護の目的

【No.30】一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	b
理念は運営や養育・支援の拠り所であり基本の考え方とし、基本方針は理念を職員の行動基準（規範）としてより具体的な指針となるものです。その理念については保護所独自のものはなくセンターと理念を共有しています。また基本方針については「一時保護所ガイドライン」の抜粋を基本的援助指針として保護所に用意しています。ただ、その基本方針の認知度は低く職員に共有されているとはいえません。現在、基本的援助指針の見直しを検討中とのことで、これを機に職員共通の基本方針となることを期待します。	

2 一時保護所の運営計画等の策定

【No.31】一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	c
事業計画（目標設定や計画策定）は当該年度における具体的な事業、養育支援に関わる内容を着実に実行するために必要となります。しかし、センターとしての年間目標や計画は策定されていますが、保護所の単年度事業計画はなく、定期的な行事を明記した年間（行事）計画しかありません。今後は保護所としても事業計画が必要となることが想定されるため、準備を進めることに加えて、その内容に子どもや職員の意向なども反映できる仕組みが設けられることに期待します。	

3 一時保護所の在り方

【No.32】緊急保護は、適切に行われているか	a
緊急保護を行う子どもに対して、十分な説明がわかりやすく行われることが大切です。その説明についてはCWの役割となり、保護所は子どもの受入れを引継ぐことになります。夜間の緊急保護については、センターの夜勤職員が対応し翌日担当CWから説明することになり、その間、子どもは保護所個室で過ごすことになります。保護所としての子どもへの説明は、保護所生活の決まりごとを子どもの年齢に応じて丁寧に説明しています。	

4 一時保護所における保護の内容 (1) 生活面のケア

【No.33】一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	a
生活面のケアとしては、子どもが保護所での生活を通して、徐々に生活習慣が身につくよう支援することも重要となります。日々の規則正しい生活を保護所での日課として過ごすことで、食事、入浴、就寝などの時間を守ること大切にしています。特に幼児については健康維持も考慮した保育計画を作成し、それぞれの子どものに応じた保育が実施されています。その他、子どもの気持ちが不安定な時の心理ケアの面でも、センターの心理司と保護所の心理士がそれぞれの役割で子どもに接し、保護所での生活をサポートしています。	

(2) レクリエーション

【No.34】レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	a
保護所内でも子どもの年齢や希望に応じた多様なレクリエーションが提供される必要があります。保護所には所庭をはじめ、体育館やフリースペースがあり、子どもが楽しめるレクリエーションで活用しています。全員で行うプログラムでは知識や体格差など苦慮しながらも難易度を工夫するなどして取り組んでいます。さらに野外活動については、制限がある中、幼児は散歩することや、学齢児は近隣へスポーツ（フットサル）や初詣などに出かけると、できる範囲で実施に努めています。	

(3) 食事（間食を含む）

【No.35】食事が適切に提供されているか	b
保護所では、子どもの入退所が多いため、食事について特に配慮（疾病やアレルギーなど）することが多くあります。食事は3食委託業者が用意し、毎月の献立会議では管理栄養士と委託業者、保護所職員が日頃の食事状況や子どもの意向などを話し合い、季節の献立や行事食にも反映しています。これまでは近年の感染症から黙食を継続していましたが、令和6年10月からは会話が解禁となり、楽しい食事の時間を過ごすことが可能になりました。ただ環境面では、子どもの体格差による椅子やテーブルの高さについて、気を配ってはいるものの子どものからの指摘で気づくこともあり、子どもの成長に則した配慮に期待します。	

(4) 衣服

【No.36】子どもの衣服は適切に提供されているか	a
子どもの年齢や発達段階に応じて、また気候にあわせた衣服を着用し子どもの好みを尊重する必要があります。保護所内での衣服については、全て貸与となります。ただ、下着については新品を貸与しています。その貸与する衣服は、子どもの好みに合うものとしては充分ではないですが、限られた衣服の中で日々、何を着るかを選択できるようにしています。また、季節に応じた衣替え、子どもの寒暖調整に対しても個々に対応しています。	

(5) 睡眠

【No.37】子どもの睡眠は適切に行われているか	a
子どもの年齢に応じた就寝・起床の設定と、睡眠しやすい環境の配慮が必要です。保護所では、幼児、学齢児それぞれに就寝時間を設定し、幼児は職員が寄り添い、学齢児は各個室で穏やかに就寝しています。ただ、子どもからは少し不満がある様で、寝床が固く、マットレスなどを使用して改善することを願っています。保護所としても、その改善に向けて現在検討中であり、夜尿対策などクリアしなければならない問題の早期解決により、さらに快適な就寝環境になることを期待します。	

(6) 健康管理

【No.38】子どもの健康管理が適切に行われているか	a
保護所での生活は、子どもにとっては新しく慣れない環境となるため、心身の変調に十分に配慮する必要があります。その体制として保護所には看護師を2名配置し、毎日の検温や服薬管理など、日々の子どもの健康状態を把握しています。通院を要する子どもについては、基本職員が付き添いますが、業務状態によっては管理職を含め保護所全体で対応しています。また、健康管理として医師による定期健診を行い、体調に不安がある時には、近隣の医院と連携をとり対応する仕組みがあります。	

(7) 教育・学習支援

【No.39】子どもの教育・学習支援は適切に行われているか	b
一時保護中においては、通学がかなわない子どもの学習権を尊重するための取組が重要となります。子どもの在籍校との連携（教材提供など）や協議についてはCWの役割となり、その協議において、在籍校の行事や修学旅行への参加も含まれています。保護所としては教育を受ける機会の確保と子どもの学力に応じた学習支援が求められます。しかし委託業者の職員配置が予定通り進まず、職員も学習支援を担っていますが学習支援員が不足しており、学習の支援体制が不十分な状態です。今後は体制を整えることを優先して、それぞれの子どもの応じた学習の充実に期待します。	

(8) 保育

【No.40】未就学児に対しては適切な保育を行っているか	b
子どもの成長は家庭環境により異なるため、年齢に応じた発達段階を考慮しながら、保護所の職員は協議を重ね、子どもの心理的ケアや心身の成長を支える援助を最優先に考えています。日々の保育の振り返りや子どもの行動観察は日報に記録し、チャットを通じて職員間で共有しています。施設を建て替えたことにより体育館や所庭等の環境が改善し子どもの状態に応じて遊びの幅が広がっています。ただ、2人の保育士が10人の未就学児を援助しており、病児がいる場合は3室に分かれたり、シフトの都合で指導員が対応したりする時もあります。未就学児は、言葉を十分習得していないため、感情を表現することが難しく、また人として成長するには大人と信頼関係を築くことが重要な時期でもあります。一人ひとりに寄り添いながら心のケアをしていくには、保育士の配置は十分とは言えません。保護所の現状と役割を踏まえ、さらなる援助や心理的ケアを行っていくには、未就学児部門に採配やサポート体制等を整えやすいように保育士資格の管理職配置を期待します。	

(9) 保護者・家庭への感情・家族の情報、家族との面会等

【No.41】家族との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	b
子どもと家族の面会の可否や時期は、CWが家族や子どもに対する援助や相談業務を行う中で判断をしています。保護所では子どもの行動観察をしたり、月1回のアンケートや中高生には日記を書く取り組みを通して、親に対する色々な感情を汲み取っています。その中で子どもの家族に対しての感情や複雑な心境等で気付くことがあればCWに報告し、それにより、CWは子どもに対しての家族情報の提供を検討しています。子どもの情報はその後、報告を聞いたり職員間のチャットで確認し、共有しています。	

5 特別なケアの実施 (1) 性的問題への対応

【No.42】子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	b
性問題を抱えた子どもの受入時には、センターの担当CWが児童心理司、児童福祉司等とカンファレンスを行います。保護所では、センターとの情報共有のもとに個々の緊急性や個人情報に配慮して個別の対応をしています。子どもへの性教育はセンターの心理司が実施し、保護所では心理士が保護所全体の子どもへの心理的ケアをしています。職員は日常生活の中で、人との適切な距離感を保つことを子どもに話しています。性被害・加害の子どもが共に集団生活をする保護所では男女別のユニットに分けて同姓の職員を配置していますが、男女が混合する食堂やフリースペースでは、職員が見守りを行っています。CWは子どもの生活フロアの下階に席を置いており、迅速な相談・対応ができる体制です。また、必要に応じて個室を提供し、センターの精神科医師がカウンセリングを行っています。今後は職員が共通の認識を持って、心理的ケアや援助のスキルを向上していくための組織的な研修等が行われることが求められます。	

(2) 問題行動のある子どもへの対応

【No.43】 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか

b

他害や自傷行為がある場合は、担当CWが中心になり児童心理司や児童福祉司、センターの医師等の他職種と共にアセスメントを行っています。保護所では他害や自傷行為をする子どもと一対一で向き合い、子どもの気持ちを落ち着かせるとともに、その行動の背景を子ども自身が考えたり気付いたりできるように援助して再発防止に努めています。他児への影響も考えて男女のユニットとは別の所に個室も用意しています。夜間や緊急時には、PHSを所持するリーダーが係長に連絡・報告する他、一刻を争う緊急時には警察に「110番」通報をすることになっています。令和5年度に緊急時に備えて職員の護身術の研修を行い、今後も継続して計画しています。ただ、保護される子どもの諸事情が複雑化していく中で夜間の体制を再構築していくこと、および男児ユニットで作成している援助の基本姿勢や対応についての手引書を、保護所全体としての取組に拡大し、研修等を通して対応の共通概念化を期待します。

(3) 無断外出を行う子どもへの対応

【No.44】 無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか

a

新しい施設になってからは、セキュリティが厳しく無断外出した子どもはいませんが、夜間に無断外出した場合は、センター相談部門の当番係長に連絡し、警察に捜索願を出すことになっています。また、保護者への連絡についてはCWがすることになっています。保護所では、職員で担当を決め、全体のマニュアル等の見直しを行っています。物理的に無断外出が不可能な状況であり、無断外出を行う子どもへの対応手順等については優先順位が低くなっています。月1回のアンケートや中高生の書く日記等、子どもの様子を観察する中で何かしらの変化があれば傾聴し、職員間で確認し合ったり、CWに相談しています。

(4) 重大事件に係る触法少年への対応

【No.45】 重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか

a

重大事件にかかる触法少年は、原則として家庭裁判所に送致されますが、措置・援助方針決定前に一時保護するケースでは、保護所内に子どもの気持ちが少しでも落ち着けるように刺激の少ない個室を他児への影響を避けてユニットから離れた所に用意しています。事件の内容や子どもの状況に応じて、センターでは担当CWがセンターの児童福祉司・児童心理司・医師、弁護士や警察関係者と協同体制を整えて対応しています。

(5) 身近な親族等を失った子どもへの対応

【No.46】 身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか

a

センターではCWが子どもの年齢や生活履歴等に鑑みて、児童心理司、児童福祉司等とも協議して、身近な親族が亡くなったことを子どもに伝えていきます。子どもが身近な親族等を亡くしたことに伴う悲観や怒り、抑うつ等の現れは多様で予測困難ですが、保護所ではCW、児童心理司、児童福祉司等センターとの連携体制を整えています。グリーフケアやモーニングワーク等については、特別なことは行っていませんが、職員は、さり気なく寄り添い、援助したり、生活の中で支援、心理的ケアに努めています。

(6) その他の配慮が必要な子どもへの対応

【No.47】 被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか

a

被虐待児が一時保護された際は、子どもの状況や心身の状態の情報はセンターより直接あるいはチャットを通じて報告を受けて共有しています。保護所では必要なケアを行う上で、児童心理司や児童福祉司、医療関係職員と連携する体制が整っています。職員は子どもの心の動揺に対し、まず丁寧に寄り添って、被虐待児が大人への基本的な信頼感が芽生えるように、心理的ケアに努めています。

【No.48】 障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか

b

保護所の生活フロアは段差もなく車いすを使用する子どもの受け入れは可能ですが、令和6年度の職員配置では、一対一での援助体制は難しく、一人で車椅子を操作できる子どものみ受け入れていきます。また、障害が重度で保護所での集団生活が難しい子どもは、障害児施設への一時保護委託をしています。保護を受け入れる児童の障害特性や疾病状況については、センターからの児童票や毎週水曜日の医師診断内容をチャット等で情報共有しており、職員は一人ひとりの特性のポイントをおさえて日常生活の援助を行っています。大人との関わりを求める子どもの気持ちにさり気なくサポートしながら、子どもが対人関係をスムーズに築けるよう配慮しています。また、障害特性に配慮して必要があれば別室で学習支援を行っています。ただ、保護所においては他の子どもに対して障害特性の理解を図ることは行っていません。障害の有無に関わらず相互に理解しあう心を育む取組を期待します。

【No.49】 健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか

b

心身の健康保持については、毎週水曜日の医師診察や近隣のかかりつけ医との連携があり、又、センターの心理司と保護所の心理士が協力して心理的ケアに当たっています。保護所には2名の看護師が在籍しており、その指導の下で職員は服薬管理の引き継ぎを徹底しています。ただ、看護師も養育・支援のシフトに組み込まれているため不在の時もあり、又、生活フロアを離れることができません。子どもの通院の付き添いは、課長・係長が務めています。看護師が通院に付き添うことは医師への情報提供や医師からの指示の理解、そして保護所での情報共有や子どもへの健康の理解を育むうえで大きな意味を持ちます。看護師の機能を明確化することを期待します。

6 安全対策 (1) 無断外出防止及び発生時対応

【No.50】無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか	a
---	---

施設が建て替えられてセキュリティは徹底しており、容易には無断外出は出来ません。無断外出が起こった場合、保護者等にCWが連絡を行い対応をします。保護所では、係長に連絡すると同時に速やかに警察に連絡をして、捜索願いを出します。日頃から丁寧に子どもの行動観察をしています。その上に子どもに月1回のアンケートを取ったり、中高生と夜勤職員との間で日記を交わし、子どもの変化を把握するように努めています。

(2) 災害時対策

【No.51】災害発生時の対応は明確になっているか	b
---------------------------	---

避難訓練を月に1回、夜間以外の様々な時間帯で実施し、職員と子どもが適切に対応できるように努めています。夜間の避難訓練は子どもの精神状態や職員の体制を考慮すると困難を伴います。それでも、夜間の緊急事態に備えて、安全をより確実に保つために、夜間専任の職員を配置しています。災害時に備えた備蓄一覧表を作成して、期限や量等を書いており、期限前には給食で利用、消費し、新しく購入するようにしています。センターが移転新築され、建物の防災機能は最高規格となっています。これに合わせて災害対策マニュアル等を再構築しました。避難経路も整えています。ただ、施設が広くまた、閉鎖環境であるため、防災訓練をさらに励行して職員間に防災設備の操作手順や避難経路の周知徹底が求められます。

(3) 感染症対策

【No.52】感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	a
--	---

子どもは個人専用のタオルを持っていますが、食事の前後と歯磨き後はペーパータオルを使用して感染予防に努めています。毎週水曜日が医師の健康診断を受ける日になっていますが、緊急時には診察を受けるまで静養室で安静にして他の子どもと距離を置くようにしています。職員は幼児の検温については一日2回（起床時と午後のおやつ後）行っています。児童については、子どもが体調不良を訴えたり、食欲低下等の症状があった場合に検温を行い健康管理に努めています。勤務体制により看護師が不在のこともありますので、嘔吐や下痢の症状が見られた際には迅速に対応できるよう、写真付きの使用説明がある「感染対策ワゴン」を準備し、感染の拡大防止に努めています。

7 質の維持・向上

【No.53】一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	b
---	---

「援助・指導の基本方針」に、①安全と健康の確保、②情緒の安定化、受容、③個の尊重と信頼の回復、④基本的生活習慣の習得、⑤自主性、意欲の向上を挙げ、「援助・指導の方法」に標準的実施方法の基本を定めています。マニュアル通りの実施状況は係長がSVとして職員を指導しつつ確認していますが、職員に対する研修体制の確立がなく、職員間にマニュアルの共有が十分ではありません。個別のマニュアルについては令和6年度にマニュアル係を設置して、職員個々に蓄積した知見を集約してマニュアルの作成と評価・見直しに着手しています。今後は、マニュアルを組織の共通概念として養育・支援に生かしていくための研修や、マニュアル通りの養育・支援が実践されていることを確認する仕組みの構築が求められます。

【No.54】一時保護所として質の向上を行うための仕組みはあるか	b
----------------------------------	---

職員一人ひとりが自身の養育・支援を振り返る自己評価を行ってスキルの向上に努めています。また、気になる子どものケースを選定して組織的にカンファレンスを行い、支援の実践を見直すなど日常的な養育・支援の質の向上に向けた取り組みも行っています。第三者評価も3年ごとに受ける仕組みを確立しており、令和3年度の第三者評価の結果から「しおり」を作成するなどの改善に取り組んでいます。今後は、第三者評価を受審する年度以外においても、第三者評価基準にそって組織全体を振り返ってPDCAサイクルが機能する仕組みが定着することを期待します。

IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

1 アセスメントの実施 (1) 保護開始時

【No.55】保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	a
--	---

一時保護の開始にあたって、センターのCWが主導して子どもの家庭や心身の状況、性格や育成歴、発達状況を把握して、保護所も情報を共有しています。健康状態（疾病等）の情報が保護者から得られないケースでは毎週水曜日の健診で把握していますが、健診日までの間は感染症の潜伏期間に配慮して静養室等の個室を利用して集団と分離しています。アレルギーについても事前に情報が得られないケースではアレルギーを含まないレトルトカレーを用意して対応しています。

【No.56】関係機関と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方法を決定している	a
---	---

保護開始前のアセスメントはセンターのCWが他の専門職と協同して行っています。CWが行ったアセスメントは口頭またはチャットを使って保護所職員に共有されています。保護所では日々の行動観察で気づいたことをPC記録システムに行動観察記録として記載しており、CWは記録を随時見ることができるほか定期的に開催される観察会議にも参加して情報共有を行い、アセスメントの再評価や援助方針の策定に活用しています。

2 個別援助指針（援助方針）の策定及び個別ケアの実施

【No.57】 援助指針に沿った個別ケアを行っているか	b
-----------------------------	---

保護所では、集団生活の中で支援と行動観察を行うことが基本であり、個別のケアを主題とはしていませんが、センターのCWが個別援助指針を策定し、職員は個別援助指針と子どもの個別特性に応じたケアを行っています。集団支援を基本としながら、可能な限り個別の配慮を工夫しているため、子どもの事情に応じた対応ができ、一律にルールを押し付けることがないよう配慮しています。また、配慮内容は都度検討し集団生活を送るうえでルールが乱れないようにしています。

【No.58】 一時保護中において、子どもの変化に応じた援助方針の見直し等が行えているか	a
--	---

子どもの変化に応じた援助方針の見直しはセンターの役割であり、保護所としてはセンターと共有した情報に応じた養育・支援を行いながら行動観察を通して子どもの特性の理解に努めています。センターとの情報共有は児童相談システムの他、チャット、口頭など仕組みを構築しており、子どもの心理や行動に大きな変化があった場合はCWが情報を得て個別援助指針を見直しています。

3 子どもの観察 （1） 子どもの観察

【No.59】 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	a
---------------------------------------	---

保護所では、担当職員が子どもと面談するのではなく、全ての児童指導員、保育士、看護師、心理士など専門職種をはじめ、管理職が子どもとの一対一の会話を大切にしながらそれぞれの視点で目を配って行動観察を行っています。また、月1回の観察会議で気になる子どもについては職員間で意見を交わしています。

（2） 観察会議等の実施

【No.60】 観察会議が適切に実施されているか	a
--------------------------	---

保護所職員は子どもの状況についての引継ぎを日勤、夜勤の開始時に適切に行っています。その中から検討会議で観察会議にあげるべきケースを選定しています。観察会議にあげられない子どもについては担当CWが行動観察記録を都度確認できる仕組みがあります。観察会議では保護所の様々な専門職とセンターのCWも参加して、子どもの行動観察結果及び子どもの意見、そこから考えられる行動の背景、援助方針について確認しています。

V 一時保護の開始及び解除手続き

1 開始手続き （1） 保護開始に関わる支援・連携

【No.61】 保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	a
-----------------------------------	---

センターのCWが援助方針を決定し保護所とも共有しつつ、子どもや保護者に対して保護の目的や注意事項を説明しています。保護所ではCWの援助方針を受けて支援を開始するにあたり、必要な健康診断や外部医療機関の受診を行って健康状態や感染症等の状況を把握しています。一時保護期間中に必要な日用品・着替え等は、保護者等に準備を依頼したうえで、不足は保護所から支給または貸与しています。支給や貸与に必要な物品の在庫は定期的に点検し必要に応じて補充しており、子どもの生活は保護初日から支障がないように支援しています。

（2） 子どもの所持物

【No.62】 一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	a
---	---

現金等の貴重品を含む子どもの所持物は入所時に持ち物点検を行います。子どもに所持させることで破損や紛失につながることを避けるために、保護所が預かってロッカー室にしつらえた個人ロッカーに保管します。子どもの福祉を損なう恐れのあるものは所持させず、保護者に返還、警察と協議、警察に提出のいずれかの判断が児童福祉司を通して行われます。子どもにとって身近に置くことが心理的に大切なものであっても、他の子どもにとっては害とならないかを検討することで本人だけではなく、全体の子どもが安全に過ごせるように考えています。子どもに所持させる物の判定ルールは職員から説明が行われています。

2 解除手続き （1） 保護解除に係る支援・連携

【No.63】 保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	a
---	---

保護解除にあたって、関係機関等に必要な情報を提供することはセンターの業務となりますが、保護所としては保護期間中に得られた子どもの情報を的確に引き継ぐことが求められます。保護所では、保護期間中の子どもの行動観察記録を作成してセンターと共有し、保護解除後の支援にかかる関係機関等への引継ぎ資料としています。

（2） 子どもの所持物

【No.64】 保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われている	a
---	---

所持物の返還については入所時の持ち物点検時に作成した一覧表（作成時のサイン済の物）と所持物を確認し、問題がなければ一覧表に子どもからサインをもらって返却しています。子どもの福祉を損なう恐れのある物、触法事件に関するもの、権利者へ返還すべきものは子どもに返却できないことを説明し保護者に返却またはCWに預けています。

利用者調査の結果

調査の概要

【調査目的】	第三者評価の一環として、入所児童にアンケートして現状への理解を深め、訪問調査を軸とした本調査への参考に資する。
【調査時期】	2024年7～8月
【調査対象】	8才～17才の児童 有効回収29票
【調査方法】	自記式質問紙留置法

【結果の要約】

《職員とのコミュニケーション》

入所時にケースワーカーから、一時保護所の説明があったのは72%、入所理由の説明があったのは86%、入所期間の見通しについての説明があったのは83%です。よく理解できないままの児童もいるようですが、3年前の第三者評価時のアンケートとくらべると、いずれも「あった」とする率がアップしています。

一時保護所職員やケースワーカーで、話をよく聞いてくれる人がいると79%の児童が回答しています。実際に、一時保護所職員にこれまでのことや今後の希望を聞いてもらえたのは83%、一時保護所職員に大切にされていると感じることがあるとする回答が72%になっています。3年前とそれほど変わりません。こうした職員との関係性は、一時保護所での生活の肯定感と深く結びついているので重要です。

《自由時間・学習・課外活動》

自由時間に自由に過ごせる時間が多い方だと感じている割合は86%です。自由時間で楽しいことがあるとするのは86%で、3年前よりアップしています。学習については、69%の児童が「易しい」「やや易しい」と答えています。学習以外の活動については、「楽しい」「まあ楽しい」が合わせて90%で、3年前よりアップしています。自由時間の多さや学習以外の活動も、一時保護所での生活の肯定感と強く結びついています。

《食事・食事時間》

食事は「おいしい」48%で「まあおいしい」と合わせて86%ですが、3年前よりは大きく評価を下げています。食事時間の楽しさも、「楽しい」17%、「まあ楽しい」と合わせて55%で、3年前より大きくダウンしています。コロナ以来黙食になったことが楽しさを削いだようですが、おいしさよりは食事時間の楽しさの方が一時保護所での生活の肯定感と最も強く結びついている点を強調しなければなりません。

《一時保護所での生活全般》

一時保護所での生活で嫌なことや困っていることがある児童は、男子では21%ですが、女子では77%にも達しています。具体的に嫌なこととして、子どもどうしのケンカや職員の態度などが挙げられています。不安や困ったことを一時保護所職員に相談できた割合は64%で、相談できなかった割合は18%です。困ったことがあっても相談できなかった子のほとんどが一時保護所での生活全体を否定的に感じています。

逆にうれしかったことがあるとするのは69%で、3年前より大きくアップしています。具体的にうれしかったこととして、ゲームで遊べたり、友だちができたこと、その他いろいろ挙げられています。

一時保護所での生活全体に対しては、「よかった」「まあよかった」を合わせて肯定割合が72%で、「よくなかった」「あまりよくなかった」の否定割合が28%です。3年前とそれほど変わりません。こうした生活感と最も強く結びついているのは食事の時間の楽しさで、以下順に、大切にされている感、自由時間の多さ、課外活動の楽しさ、個人的な話を聞いてもらえたか、困ったとき職員に相談できたか、となっています。